

第二体制

東播磨港

区分：「第二体制(津波避難勧告)」

「大津波警報・津波警報」発表時発出

各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。

- 1 各船舶（小型船舶を除く。）は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。
- 2 津波到達予想時刻までに安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全の措置をとること。
- 3 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表時発出

入港又は港内を航行する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し安全に留意すること。

注：上記勧告解除後においても、港長は、状況に応じて「航行自粛勧告」、「航行制限」及び「航泊禁止」等の措置を講じることがあるので留意すること。